

## 資料NO. 2 宝塚市立中学校教員に係る1月30日付け読売新聞の記事について

### 1 概要

令和3年（2021年）1月30日付け読売新聞（社会面）「許すなわいせつ教員」に、本市立中学校30代の男性教諭が卒業生に不適切（危険）なSNSメッセージを送ったという記事が掲載された。

事案としては、当該教諭が担任していた生徒と当該教諭が、卒業後にLINEでつながり、そのLINEの中で不適切な内容の文章を元生徒に送付していた。そのLINEのやり取りを見た保護者が説明するよう面会を求めたが、当該教諭は保護者には会うと言ひながら、会おうしない不適切な対応を続けた。

### 2 事案関係者

#### (1) 当該教諭

当時の所属 市立中学校 教諭 （発生当時31歳）  
現在の所属 市教育委員会事務局 指導主事 （現在34歳）

#### (2) 当該元生徒

当時の状況 高校生1年生（発生当時16歳）

#### (3) 当該元生徒の保護者（以下「保護者」という。）

### 3 これまでの主な経過

- (1) 平成29年(2017年)8月1日21時頃から2日0時頃までの間、当該教諭と当該元生の間で教師として不適切な内容のLINEのやり取りが次のとおりあった。  
「誰もおらん時に行くわ～」、「夜やったら親おるやろ、？？」、「夜中とかは？バレずに入れたりする？笑」など。  
なお、市教育委員会（以下「市教委」という。）が本件を認識したのは、(3)の平成30年1月11日の時点であった。
- (2) 同年秋頃、当該元生徒の保護者（以下「保護者」という。）が当該元生徒のスマートフォンを確認したところ、不適切なLINEのやり取りに気付き、保護者から当該教諭にLINEの件で連絡が入るようになった。
- (3) 平成30年(2018年)1月11日、保護者から初めて市教委事務局職員課に連絡があった。  
この時は、保護者からは本件についての説明より、「当該教諭から自分宛て（保護者宛て）に連絡するよう当該教諭に伝えて欲しい。」という依頼が主な内容であった。
- (4) 同日、職員課から当該教諭が所属する学校長に対して、当該教諭に事実確認するよう指示した。
- (5) 平成31年（2019年）4月、甲は市教育委員会事務局に異動した。
- (6) 同年6月7日及び13日、保護者から市教委に対して改めて本件に対する苦情を受けた。  
市教委は保護者に対して具体的な証拠の提示を求めた。
- (7) 同年9月26日、市教委は当該教諭に事情聴取を行うも、「記憶にない。」との回答で、事実確認が出来なかつた。

- (8) 同年9月27日、保護者から同様の申出が県教育委員会（以下「県教委」という。）にあつたため、市教委から県教委に経緯等を報告した。
- (9) 同年11月13日、保護者が証拠となるLINE画面の写真を市教委に提示した。
- (10) 同年11月14日、市教委が当該教諭に対して保護者から提出された証拠を示し事実確認をしたところ、当該元生徒とのLINEであることを認めた。
- (11) 令和2年1月29日、市教委から県教委に再度状況を報告した。
- (12) 同年4月9日、処分について県教委に確認し、現在、市職員の県費負担教員のときの非違行為については、県教委で処分を検討することとし、市教委から県教委に正式に処分事案として内申した。
- (13) 同年6月2日、県教委と市教委で当該教諭に対して事情聴取を行った。
- (14) 同年6月30日、県教委から当該教諭の処分については、わいせつ行為とは認められなかつたが、不適切な行為として訓告処分相当との意見を受け、市教委において当該教諭を訓告処分とした。

#### 4 処分等

- (1) 日時 令和2年6月30日
- (2) 内容 訓告
- (3) 理由 不適切な内容の文章を元生徒に送付し、保護者への不適切な対応を続けるなど教育公務員としての職務への倫理観や使命感が欠如した行為を繰り返した。かかる行為は教育公務員としてあるまじき行為で、本市教育の信用を失墜するものである。

#### 5 保護者への対応について

令和2年7月6日付けで保護者から広聴カードの提出があり、同年8月7日付けの回答において、市教委から保護者に対して謝罪や説明をする場を設定したい旨を伝えたが、拒否されている。